

I. 支援策・補助事業・資金制度等

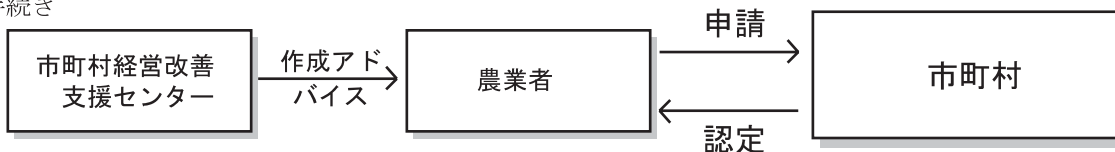
基礎

1. 認定農業者制度

○認定

農業者の立てた農業経営改善計画（経営規模の拡大、生産方式の合理化等の5年後の目標設定及び目標達成のための方策）が、市町村の定める農業経営基盤強化促進基本構想に照らし適切か、計画達成は確実か、農用地の効率的かつ総合的利用を図る上で適切かを審査して認定されます。

○手続き



○認定農業者への支援措置

①資金

- ・農業経営基盤強化資金（通称「スーパーL資金」）
- ・農業経営改善促進資金（通称「スーパーS資金」）
- ・農業近代化資金

②税制

- ・割増償却制度
一定の経営規模を拡大した場合、機械・施設の減価償却費を最長5年間、割増計上できる。
（割増率 → 農業参入と同時に認定農業者となったとき30%、その他20%）

③農用地の利用集積

- ・認定農業者農地集積調整事業
認定農業者からの利用権設定などの申し出により、農業委員会が利用調整活動を行う。
- ・土地利用型大規模経営促進事業
農地保有合理化法人から農地を取得した認定農業者に対して、農地取得に伴う初期負担の軽減を図るために、助成金を交付
- ・担い手育成農作業受委託促進事業
- ・農地売買円滑化事業

④農業生産基盤・機械施設整備

- ・農業経営展開支援リース事業
認定農業者がリース方式により機械・施設導入を図る場合、リース料の一部を助成

問合せ先 市町村

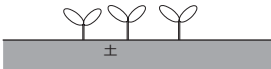












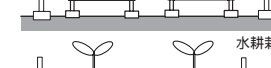
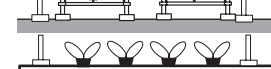



2. 農地の利用

農業生産法人要件を満たす法人の場合、農地の取得、賃借、使用が可能となりますが、農地の権利を取得する条件として下記のものがあります。

- ・農地のすべてについて耕作の事業を行うこと、
- ・農地の取得後において必要な農作業に常時従事すること
- ・農業経営の状況、事務所から権利を取得する農地までの距離等からみて、その農地を効率的に利用すること。
- ・農地の権利取得後の経営面積が下限面積以上となること。
（例外）①野菜、花卉などで集約栽培が行われる場合は適用除外。
②構造改革特区の認定を受けている場合は10 a 以上

問合せ先 市町村農業委員会

3. 作物・栽培方法別 農地性の判断例

判断	形態	作物	概念図	作物類例
農地となるもの	露地	水稲 (水田)		水稲、れんこん、くわい、ジュンサイ等の水田栽培作物、及び、大豆、麦、玉ねぎ、青ねぎ、等の転作作物
		野菜		キャベツ、大根、にんじん、じゃがいも、さつまいも、いちご、ブロッコリー、大豆、麦、玉ねぎ、青ねぎ、白ねぎ、つまもの等
		特用作物		葉たばこ、茶、こうぞ、みつまた、い草
		果樹		ぶどう、梨、柿、いちじく、ブルーベリー、りんご、みかん、くり、くわ、等
		苗		野菜苗、水稲苗、花卉苗、果樹苗、林業苗、あし・カヤ苗、等
		花き		チューリップ、スイセン、カバープランツ、他
		花木		園芸用花木、庭木、盆栽、等
	施設 (ハウス)	野菜		いちご、トマト、メロン、きゅうり、青ねぎ、葉ねぎ、つまもの等
		特用作物		茶
		果樹		ぶどう、柿、いちじく、等
		苗		野菜苗、水稲パレット苗、花卉苗、果樹苗、等
		花き		チューリップ、スターチス、電照キク、トルコキキョウ、花壇用ポット苗、贈答用花鉢植、等の地直植・地直乗せ栽培
		花木		千両、万両、しきみ、等
		農地でないもの	施設 (ハウス)	野菜
果樹				ぶどうポット栽培、ブルーベリーポット栽培、サクラソボポット栽培、いちじくポット栽培、等のポット栽培
苗				野菜ポット苗ベンチ栽培、花壇用ポット苗ベンチ栽培、等
花き				贈答用花鉢植ベンチ栽培、等ベンチ等により地面から離れて栽培されるもの
花木				千両、万両、しきみ、等のポット栽培等
菌類				菌床しいたけ、菌床シメジ、菌床えのき茸、その他菌床菌類栽培
農業でないもの	水田			養魚池
	山林	菌類		椎茸原木栽培

4 . 農地保有合理化事業

農業経営基盤強化促進法に基づき、農地保有合理化法人が規模縮小農家等の農地を買入れ（借入れ）、一定期間保有した後に担い手農家に売渡し（貸付け）を行うもの。

特徴 中間保有・再配分機能
（売り手と買い手双方の条件がすぐに整う場合であれば、市町村が行う利用権設定等促進事業とほとんど差がないが、合理化事業では原則5年以内の中間保有ができることから、貸し付けた後に売り渡すことも可能）

メリット

- ・譲渡所得の特別控除800万円（買入れ協議制度の場合は1,500万円）
- ・公社から買う場合は、登録免許税、不動産取得税が軽減
- ・貸借の場合、貸し手に小作料一括前払いする制度がある

問合先 しまね農業振興公社、市町村農業委員会等

参入前

5 . 貸付金

農業参入意向企業調査研究支援事業

対象者	農業参入（ 1 ）を希望する企業 1 「農業参入」・・・業として農業を行うこと
事業内容	消費者ニーズの把握、農産物・加工品等の販売ルートの開拓、加工品等の研究・試作、先進地視察研修、従業員の研修等に要する経費の1/2を無利子貸与。
事業期間	原則として貸付決定後1年間以内 （特に必要と認められる場合は2年間以内）
返還免除	調査・研究開始後、原則1年間以内に農業参入し、その後引き続いて1年間県内において農業を行ったときは、資金の返還債務を全額免除。 ただし、農業参入しなかった場合、及び参入後一年以内に農業を行わなくなった場合は、全額一括返還。
事業費	調査研究等に要する費用の1/2を無利子貸与。貸与限度額は2,000千円。

問合せ先 県庁農業経営課・県隠岐支庁農林局・農林振興センター農業振興グループ

6 . 補助事業

建設産業新分野進出支援事業

対象者	新分野進出の調査研究を行う県内の建設業者等 1 「建設業者等」には測量等コンサルタントを含み、個人事業者も可。
事業内容	新分野への進出を検討するために行う事前の調査又は研究等の取組みに要する費用を助成。
事業費	調査研究等に要する費用の額の2/3以内を助成。なお、助成限度額は500千円。

問合せ先 県土木部土木総務課建設産業対策室

参入時

7. 補助事業

(1) 国庫事業 — 経営構造対策事業

対象者 3戸以上の農業者の組織する団体等
 事業内容 集落単位から大字単位の範囲を地区として、農業の担い手となる経営体の確保・育成を図るために、幅広い関係者の合意を基本として、生産・流通・加工等の施設を総合的に整備する事業です。
 補助内容 農業生産・加工・販売するための施設・機械の整備、土地基盤整備にかかる事業費の1/2（機械は1/3）以内を補助します。
 事業費の上限は施設、機械により異なります。
 事業実施年度 平成12年度～21年度
 一部修正の可能性あり

問合せ先 市町村

(2) 県単独事業 — 企業参入促進整備事業

対象者 農業以外の業を営む企業（有限会社、株式会社、合資会社、合名会社）又は企業が農業参入するために新たに設立した子会社・関連会社。
 事業内容 新たに1名以上（産地づくり型は2名以上）の雇用をするなど地域農業・経済の活性化に貢献する企業が、農業参入する際に必要な施設や機械整備等の導入に対して支援を行い、農業経営体を育成する事業です。
 補助内容 農業生産・加工・販売するための施設・機械の整備、土地基盤整備にかかる事業費の1/3以内を補助します。
 事業費500千円～50,000千円（産地づくり型は50,000千円～100,000千円）。
 事業実施年度 平成17年度～19年度

問合せ先 県庁農業経営課、市町村
 県隠岐支庁農林局・農林振興センター農業振興グループ

(1) 畜産業振興事業 (独立行政法人農畜産業振興機構)

低コスト肉用牛生産特別事業 (社団法人中央畜産会)

対象者 農業協同組合連合会、JA、公社
ただし、肉用牛経営者に委託し、実証展示期間終了後肉用牛経営者に継承することができます。

事業内容 低コスト肉用牛生産の実証展示を行うために必要な飼養管理・飼料生産用の施設・機械の設置、飼料作物等の作付け条件の整備等を行うことができます。

補助内容 家畜飼養管理施設の整備、簡易な草地造成、研修施設の整備を行うことができ、その1/2以内が補助されます。

問合せ先 JA
県隠岐支庁農林局・農林振興センター農業振興グループ

8 . 制度資金

金利は変動します。

(1) 農業近代化資金

資金概要	J A、銀行等の融資に対し、国・県が利子補給を行い、低利に資金融通します。
貸付対象者	認定農業者
資金使途	施設・機械整備、果樹等植栽・育成、家畜購入・育成、運転資金等
貸付利率	認定農業者 0.75～1.55%
貸付限度額	法人 2億円
融資率	認定農業者 100%（法人3,600万円まで。それを超える場合は80%）
償還期限	7～15年以内（うち据置期間2～7年以内）
債務保証	島根県農業信用基金協会の保証が可能

問合せ先	J A、銀行等融資機関、 県隠岐支庁農林局・農林振興センター農業振興グループ
------	---

(2) 農業経営基盤強化資金（通称：スーパーL資金）

資金概要	農林漁業金融公庫の融資に対し、行政等が利子補給を行い、低利に資金融通します。 農林漁業金融公庫の直貸とJ Aからの転貸があります。
貸付対象者	認定農業者
資金使途	施設・機械整備、果樹等植栽・育成、家畜購入・育成、農地取得、運転資金等
貸付利率	0.75～1.7%
貸付限度額	法人 5億円
融資率	100%
償還期限	25年以内（うち据置期間10年以内）
債務保証	転貸の場合、島根県農業信用基金協会の保証が可能

問合せ先	農林漁業金融公庫、J A 県隠岐支庁農林局・農林振興センター農業振興グループ
------	---

(3) 企業的農業法人育成推進利子補給事業

事業概要	農業近代化資金、スーパーL資金を貸り受けた者に対して県、市町村（任意）が上乗せ利子補給を行います。
貸付対象者	認定農業者（法人のみ）
資金使途	施設・機械設備、土地取得、借地料、賃借料の一括払い
貸付利率	0.0～0.85%
貸付限度額	1億円
利子補給期間	農業機械5年以内、その他10年以内

問合せ先	J A、銀行等融資機関 県隠岐支庁農林局・農林振興センター農業振興グループ
------	--

(4) 農業経営改善促進資金 (通称 : スーパー S 資金)

資金概要	国、県、融資機関の原資をもとに、認定農業者に対し運転資金を融通します。
貸付対象者	認定農業者
資金用途	運転資金
貸付利率	1.4%
貸付極度額	法人 2,000万円 (畜産・施設園芸経営を含む場合は4倍)
融資率	100%
償還期限	1年以内 (当座貸越の場合は、1年程度)
債務保証	島根県農業信用基金協会の保証が可能

問合せ先	J A、銀行等融資機関 県隠岐支庁農林局・農林振興センター農業振興グループ
------	--

(5) 企業参入促進資金

資金概要	J A、銀行等の融資に対し、県が利子補給を行い、低利に資金融通します。
貸付対象者	企業参入促進整備事業の対象となる企業 企業参入促進整備事業の要件を満たす企業
資金用途	施設・機械整備、果樹等植栽・育成、家畜購入・育成、運転資金等
貸付利率	1.7%
貸付限度額	の企業にあっては、補助残相当額の80% (認定農業者並企業の場合は100%) と運転資金1,000万円 (産地づくり型は2,000万円) の企業にあっては、5,000万円 (うち運転資金は1,000万円までとし、運転資金のみの借入は不可)
融資率	80% (認定農業者並企業は100%)
償還期限	15年以内 (うち据置期間3年以内)
債務保証	島根県農業信用基金協会の保証が可能

問合せ先	J A、銀行等融資機関 県隠岐支庁農林局・農林振興センター農業振興グループ
------	--

参入後

9 . 農業共済制度

農業を営む法人であれば、主たる事務所の所在地のある市町村を区域とする共済組合（広域連合）の組合員となることができます。

県内には5つの共済組合、広域連合があります。

島根県東部農業共済組合（対象区域：松江市、安来市、八束郡）

出雲広域農業共済組合（対象区域：出雲市、雲南市、仁多郡、飯石郡、簸川郡）

石見農業共済組合（対象区域：大田市、浜田市、江津市、邇摩郡、邑智郡、那賀郡）

石西地区農業共済組合（対象区域：益田市、鹿足郡）

隠岐広域連合（対象区域：隠岐郡）

それぞれの組合で取り扱っている共済事業の種類等については、次表を参照して下さい。

問合せ先	島根県東部農業共済組合 出雲広域農業共済組合 石見農業共済組合 石西地区農業共済組合 隠岐広域連合
------	---

島根県の農業共済事業

事業の種類	加入の対象は（共済目的）	事業の内容は	加入基準（方法）は
農作物共済	水稲・麦	災害による農作物の減収量に対する損失の補償	当然加入 水稲20a～30a以上 麦 10a～30a以上 (各NOSAIにより異なる) 当然加入基準以下でも加入できません
家畜共済	牛・馬・豚	家畜の死亡・廃用事故と病傷事故に対する損失の補償	蓄種ごとに全頭包括して加入（義務加入）
果樹共済	ぶどう かき くり	災害による果実の減収量に対する損失の補償	各々の果実ごとに栽培面積が5a以上（義務加入）
畑作物共済 (大豆)	大豆	災害による畑作物の減収量に対する損失の補償	5a以上（義務加入）
園芸施設共済	ガラス室・プラスチックハウス・雨よけ施設・附帯施設・施設内農作物	災害による施設の被害と施設内農作物の損害の補償	園芸施設の設置面積が2a以上（義務加入）
建物共済	建物・家具類等	災害による建物・家具類等の損害補償	任意加入
農機具損害共済	農機具	災害による農機具の損害補償	任意加入
農機具更新共済	農機具	災害による農機具の損害補償と買換え資金の積み立て	任意加入

参考資料

補償は	掛け金の国庫負担は	共済責任の期間は	損害評価は
<p>3割以上の被害を補償 (一筆方式)</p> <p>1割以上の被害を補償 (全相殺方式) (但し、条件あり)</p>	<p>県平均</p> <p>水稲50.0%</p> <p>麦 53.0% (平成14年)</p>	<p>水稲</p> <p>田植えから収穫まで (直播の場合は発芽期から)</p> <p>麦</p> <p>発芽期から収穫まで</p>	<p>耕地の一筆ごと</p> <p>全相殺方式については 組合員ごと</p>
<p>共済価額の8割まで補償</p>	<p>牛・馬 50%</p> <p>豚 40%</p>	<p>共済掛金納入の翌日から1年間</p> <p>肉豚は生後20日 ~ 第8ヶ月目の末日</p>	<p>1頭ごと</p>
<p>3割以上の被害を補償(半相殺)と2割以上の被害を補償(全相殺)</p> <p>4割以上の被害を補償(樹園地)</p>	<p>50%</p>	<p>花芽の形成期から収穫まで</p>	<p>組合員ごと</p>
<p>2割以上の被害を補償(半相殺・全相殺)</p> <p>3割以上の被害を補償(一筆方式)</p>	<p>55%</p>	<p>発芽期から収穫まで</p>	<p>組合員ごと</p>
<p>共済価額の8割まで補償</p>	<p>50%</p>	<p>共済掛金納入の翌日から 加入月数の間 (4ヶ月~12ヶ月)</p>	<p>1棟ごと</p>
<p>1棟当たり</p> <p>火災 5,000万円</p> <p>総合 1,500万円</p> <p>セット6,500万円</p>	<p>なし</p>	<p>共済掛金納入の日から1年間</p>	<p>1棟ごと</p>
<p>1台当たり</p> <p>500万円</p>	<p>なし</p>	<p>共済掛金納入の日から1年間</p>	<p>1機種ごと</p>
<p>1台当たり</p> <p>500万円</p>	<p>なし</p>	<p>共済掛金納入の日から 3年~8年</p>	<p>1機種ごと</p>

10 . 価格安定制度

(1) 水稲 ー 稲作所得基盤確保対策

- 対象者 生産調整実施者で、かつ集荷円滑化対策に係る抛出行を行っている者
- 対象米穀 農産物検査を受検した米穀（加工米除く）、米穀安定供給支援機構が行う支援の対象となる米穀、生産目標数量の範囲内の米穀等の要件を全て満たす米穀
- しくみ 当年産価格が基準価格を下回った場合に、その差額の5割 + 300円/60kgが補てんされます。
基準価格：県の上場上位3銘柄の直近3年の加重平均価格。
- 抛出単価 基準価格の2.5%

問合せ先 JA

(1) 水稲 ー 担い手経営安定対策

- 対象者 水田経営面積が4ha以上ある認定農業者等で、稲作所得基盤確保対策に加入していること。
- しくみ 稲作所得基盤確保対策の上乗せとしてH16年度から実施されます。
当該年の県の10a当り稲作収入が基準収入を下回った場合に、その差額の9割から稲作所得基盤確保対策補てん金等を控除した額に、加入契約面積を乗じた額を補てんする。
基準収入：県の直近3年平均の10a当り稲作収入
- 抛出金 基準収入の1%程度

問合せ先 JA

(2) 大豆 ー 大豆作経営安定対策 (大豆作経営安定資金)

- 対象者 大豆生産者
 しくみ 当年産の販売価格が、あらかじめ銘柄ごとに定めた補てん基準価格 を下回った場合に、その8割を補てんする。生産者は事前に参加契約及び数量契約を行い、当該申込数量に応じた拠出金の納付を行う。
 補てん基準価格：過去3年間の販売価格の平均
 拠出単価 補てん基準価格の3%。

問合せ先 J A

(2) 大豆 ー 大豆交付金制度

- 対象者 J A等生産者団体を通じて出荷を行っている生産者
 対象大豆 J A等生産者団体を通じて出荷された大豆(ただし、大豆作経営安定対策への拠出を行っていること)。
 しくみ 生産年の前年に定めた全銘柄共通の単価 を定額助成されます。
 ただし、大豆の販売価格が、農林水産大臣が定める生産費水準を超える場合は助成額は調整されます。
 (参考) H16年産では8,120円/60kg

問合せ先 J A

(3) 野菜 ー 野菜価格安定対策事業

- 概要 市場に出荷された野菜の価格低落の影響を緩和
 対象者 J Aを通じて出荷を行っている次の生産者、国の指定・特定産地の生産者(1)、県単独事業対象産地の生産者
 1 「平成17年度野菜価格安定対策事業対象品目一覧」参照
 しくみ 当年産の販売価格があらかじめ定めた保証基準額(2)を下回った場合に、その8~9割を補てんします。ただし、最低基準額も決まっています。
 指定産地等で生産され、全農を通じて対象市場へ共同出荷された対象野菜が対象となります。
 2 保証基準額：過去の市場価格から決められた平均価格に0.8~0.9を乗じた価格
 負担金 あらかじめ積み立てる基金の16.7%~20%

問合せ先 J A

参考資料

平成17年度野菜価格安定対策事業 対象品目一覧

区分	(国)指定		(国)特定野菜等						(県)野菜経営安定支援事業															
	キャベツ	たまねぎ	特定	指定野菜育成					キャベツ	きゅうり	たまねぎ	トマト	なす	ねぎ		ピーマン	ほうれんそう	アスパラガス	さやいんげん	しゅんぎく	スイートコーン	ブロッコリー		
市町村																								
松江市																								
東出雲市																								
安来市																								
雲南市																								
奥出雲町																								
飯南町																								
出雲市																								
斐川町																								
大田市																								
温泉津町																								
仁摩町																								
川本町																								
美郷町																								
邑南町																								
浜田市																								
江津市																								
金城町																								
旭町																								
弥栄村																								
三隅町																								
益田市																								
計	4	1	4	1	4	3	1	1	1	4	14	2	2	1	10	4	5	5	3	3	3	2	1	1

(4) 肉用牛 ー 肉用子牛生産者補給金制度

対象者 肉用子牛生産者
 しくみ 四半期ごとに農林水産大臣が告示する全国の肉用子牛の平均売買価格が保証基準価格を下回った場合、その期間中に肉用子牛を販売したり、自家保留していれば、生産者補給金が交付されます。
 J Aなどを通じ、畜産振興協会と交付契約を結びます。また子牛の登録申込みと個体登録を行わなければなりません。
 積立金 生産者積立金の1/4

問合せ先 J A

(4) 肉用牛 ー 肉用牛肥育経営安定対策事業

対象者 肉用牛肥育経営農家
 しくみ 肥育牛1頭当りの推定所得が発動基準となる平均家族労働費を下回った場合に差額の8割を補てんします。
 J Aなどを通じ県畜産振興協会と交付契約を結びます。また、肥育牛の登録申込みが必要です。
 拠出金 地域積立金の1/4

問合せ先 J A

1.1. 特徴ある農産物生産

(1) 島根県エコロジー農産物推奨制度

「島根県エコロジー農産物」とは、エコファーマー（※）が堆肥などによる土づくりを行ったほ場で化学肥料と化学合成農薬の使用量と回数をそれぞれ通常の5割以上削減して栽培した知事推奨の農産物です。

※エコファーマー：「持続性の高い農業生産方式の導入に関する法律」に基づいて、持続性の高い農業生産方式の導入計画を作成し、知事の認定を受けた農業者。

- (1) 手続き 生産ほ場のある市町村を管轄する県農林振興センター（県隠岐支庁農林局）に申請書を提出します。書類審査により、認定の可否を通知します。
推奨期間は承認日から出荷終了日までです。
- (2) 認定後 生産ほ場に看板を設置するとともに、「生産出荷管理記録」に管理状況を記録し（3年間保存）、出荷前にこの記録を添えて推奨マーク交付の申請を行います。
- (3) 推奨マーク 生産された農産物は「島根県推奨エコロジー農産物」として交付された推奨マークを貼り付けて出荷できます（推奨マークを出荷資材に印刷する方法もあります）。



問合せ先 県隠岐支庁農林局・農林振興センター農業振興グループ

(2) 有機JAS認証制度

有機食品の表示については、平成11年のJAS法改正により、有機農産物及び有機農産物加工食品の日本農林規格（有機JAS規格）が制定され、統一的な基準に基づいて生産されたもののみ「有機」・「オーガニック」と表示できることとなりました。

有機JASマーク



- (1) 手続き 生産者あるいは加工品製造業者は農林水産大臣から認定を受けた登録認定機関に申請書を提出します。登録認定機関は書類審査及び現地での実地検査を行い、適否を判定します。
認定されると有機JASマークを付して「有機〇〇」と表示して販売できるようになります。
- (2) 登録認定機関 有機農産物及び有機農産物加工食品の登録認定機関は66団体あります（H15.11月現在）。最新情報はJAS協会及び農林水産省等のホームページ上で確認して下さい。
- (3) 事前準備 具体的な細かい基準などは登録認定機関によって異なりますが、申請を行う前におくと望ましいことは、
①認定の技術的基準、有機JAS規格の理解
②責任者の選任、内部規定の作成や栽培等の記録（少なくとも過去3年の記録が必要）
③内部規定に沿った業務の実施
④認定機関の選択
⑤講習会の修了（できる限り申請前。無理な場合は認定後1年以内に修了する）
⑥その他の準備です。
- (4) 監査 認定後は年1回、認定機関の監査を受けることが必要です。

問合せ先 農林水産消費技術センター岡山センター
JAS協会 <http://www.jasnet.or.jp>
農林水産省 <http://www.maff.go.jp/soshiki/syokuhin/heya/jasindex.htm>

12. 制度資金

金利は変動します。

(1) 農業近代化資金（認定農業者は「8. 制度資金」の内容に同じ）

資金概要	J A、銀行等の融資に対し、国・県が利子補給を行い、低利に資金融通します。
貸付対象者	認定農業者 主業農業者（農業の売上高が総売上高の過半または農業粗収益1千万円以上、常時従事者である構成員がいる、簿記記帳の実施、これらの要件を満たす法人）
資金使途	施設・機械整備、果樹等植栽・育成、家畜購入・育成、運転資金等
貸付利率	認定農業者 0.75～1.55% 主業農業者 1.7%
貸付限度額	法人 2億円
融資率	認定農業者 100%（法人3,600万円まで。それを超える場合は80%） 主業農業者 80%
償還期限	7～15年以内（うち据置期間2～7年以内）
債務保証	島根県農業信用基金協会の保証が可能

問合せ先	J A、銀行等融資機関、 県隠岐支庁農林局・農林振興センター農業振興グループ
------	---

(2) 経営体育成強化資金

資金概要	国等の原資をもとに、農業を営む法人に対し長期・低利融資を行います。農林漁業金融公庫の直貸とJ Aからの転貸があります。
貸付対象者	農業法人（認定農業者除く）
資金使途	施設・機械整備、果樹等植栽・育成、家畜購入・育成、農地取得等
貸付利率	1.7%
貸付限度額	法人 5億円
融資率	80%
償還期限	25年以内（うち据置期間3年以内）
債務保証	転貸の場合、島根県農業信用基金協会の保証が可能

問合せ先	農林漁業金融公庫、J A 県隠岐支庁農林局・農林振興センター農業振興グループ
------	---

(3) 農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）・・・「8. 制度資金」の内容に同じ

(4) 企業的農業法人育成推進利子補給事業・・・「8. 制度資金」の内容に同じ

(5) 農業経営改善促進資金（スーパーS資金）・・・「8. 制度資金」の内容に同じ